

第 2 号議案

水道料金について

令和 7 年 7 月 11 日

海田町上下水道事業経営審議会

<目次>

1.	水道事業運営と水道料金について	1
1.1	水道事業の特色.....	1
1.2	経営の基本原則.....	1
1.3	独立採算制.....	1
1.4	公正妥当な料金設定.....	2
1.5	料金決定の主要基準.....	2
2.	水道料金算定の仕組み.....	3
2.1	水道料金の算定方法.....	3
2.2	財政計画の策定.....	3
2.3	料金水準の算定（総括原価の算定）	3
2.4	料金体系の設定（個別原価の算定）	5
2.5	料金表の確定	5
3.	水道料金体系の動向	7
3.1	国の方針	7
4.	他事業体の水道料金体系の状況.....	8
5.	海田町の水道料金について	9
5.1	海田町の水道料金体系	9
5.2	他事業体との比較	11
6.	前回の料金改定の概要.....	17

1. 水道事業運営と水道料金について

1.1 水道事業の特色

水道事業は、電気、ガス、鉄道などの諸事業と同様に、公益事業の一種ですが、住民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っています。一方で、水道事業の多くは、市町村などが住民の福祉増進を目的として経営している地方公営企業であり、「独立採算」で運営されていることから、企業としての経済性も求められています。

水道事業者が提供する給水サービスは、住民の日常生活にとって必要不可欠なものです(水道サービスの不断必需性)。また、市町村経営の原則や、膨大な固定設備の必要性から投資の重複を避けるために、そのサービスは独占的に提供されることとなり(水道事業の独占経営)、住民の利益を保護する観点から、公共的な特別の規制を受けます(水道事業の公共的規制)。

水道事業に対する公共的規制の内容は、水道法、地方公営企業法、その他関係法令に規定されており、水道事業の運営全般にわたっています。このうち、水道サービスの水準や水道料金については、サービスの普遍的供給、サービスの即応、適正料金、サービスの安全提供などの義務原則があり、適正な水準で適正な対価により、継続的にサービスを提供することが求められています。

1.2 経営の基本原則

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること(水道法第1条)」を目的とし、「常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない(地方公営企業法第3条)」という基本原則に基づき経営されています。

1.3 独立採算制

1.3.1 独立採算制の原則

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき経済性を發揮する仕組みの一つとして、「地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない(地方公営企業法第17条の2第2項)」という「独立採算制の原則」をとっています。これは、水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入等の収入によって運営されなければならないというものです。

1.3.2 経費の負担の原則

独立採算制の原則のほかに「経費の負担の原則」として、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」あるいは「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」があり、これらについては一般会計等が負担することとされています。(地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び第2号)

ただし、この経費の負担の原則(地方公営企業法第17条の2)により、一般会計等の負担とされる経費は、政令で定める行政経費及び不採算経費であるため、水道事業において

該当する経費は、消火栓、公共の消防のための水道使用や公園等の公共施設における水道の無償使用といった行政経費に限られており、不採算経費には該当するものがないことに注意する必要があります。（地方公営企業法施行令第8条の5）

したがって、総務省の繰出基準により一般会計等が繰り出す経費について上記に該当しないものは、地方公営企業法第17条の3（補助）、第18条（出資）又は第18条の2（長期貸付け）がその支出根拠となります。

1.4 公正妥当な料金設定

水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第21条第2項）」とされています。

また、料金が「定率又は定額をもつて明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」等（水道法第14条第2項各号）が、供給規程に定めるべき条件として求められています。

1.5 料金決定の主要基準

水道料金の決定基準は、独立採算制の原則の下、そのサービスの生産・供給に必要となる原価を基に決定すべきとされる原価主義の考え方方が基本となります。

あわせて、水道使用者の負担能力、あるいは水道使用者がそのサービスについて認める価値を基に料金を設定する負担力・価値基準に基づく料金設定の考えも併用されています。

2. 水道料金算定の仕組み

2.1 水道料金の算定方法

料金算定は、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」（以下、算定要領）及び「水道料金改定業務の手引き」（以下、手引き）に基づき下図に示す手順で行われます。

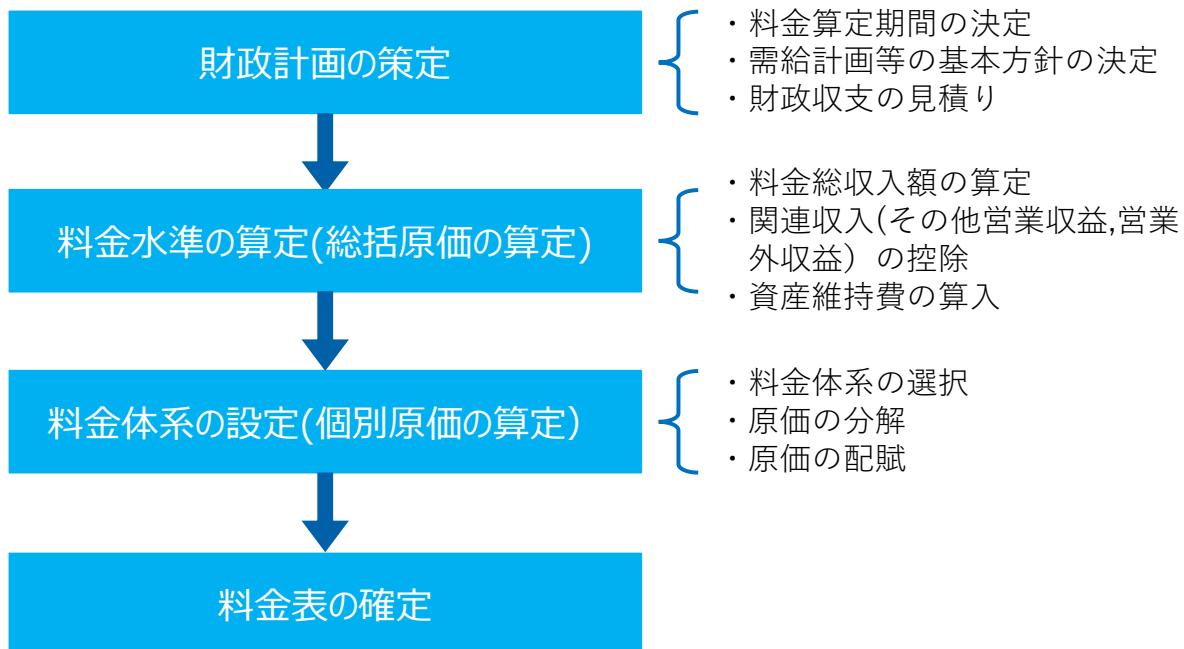


図 2-1 料金算定のプロセス

2.2 財政計画の策定

計画開始時の財政状況を把握し、財政目標を設定した上で、料金算定期間を決定し、水需要など業務量の見込みを立て、その前提条件に基づく水道事業の財政計画を策定します。

2.3 料金水準の算定(総括原価の算定)

財政計画の収支見通しから、総括原価（水道料金に求められる原価）を算出し、適正な料金水準を算定します。総括原価には、関連収入を控除した営業費用及び資本費用を計上します。資本費用は、支払利息と資産維持費で構成されます。資産維持費とは水道事業の健全な運営を確保できるよう、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用です。料金水準は、総括原価と料金収入の総額が一致するように設定します。

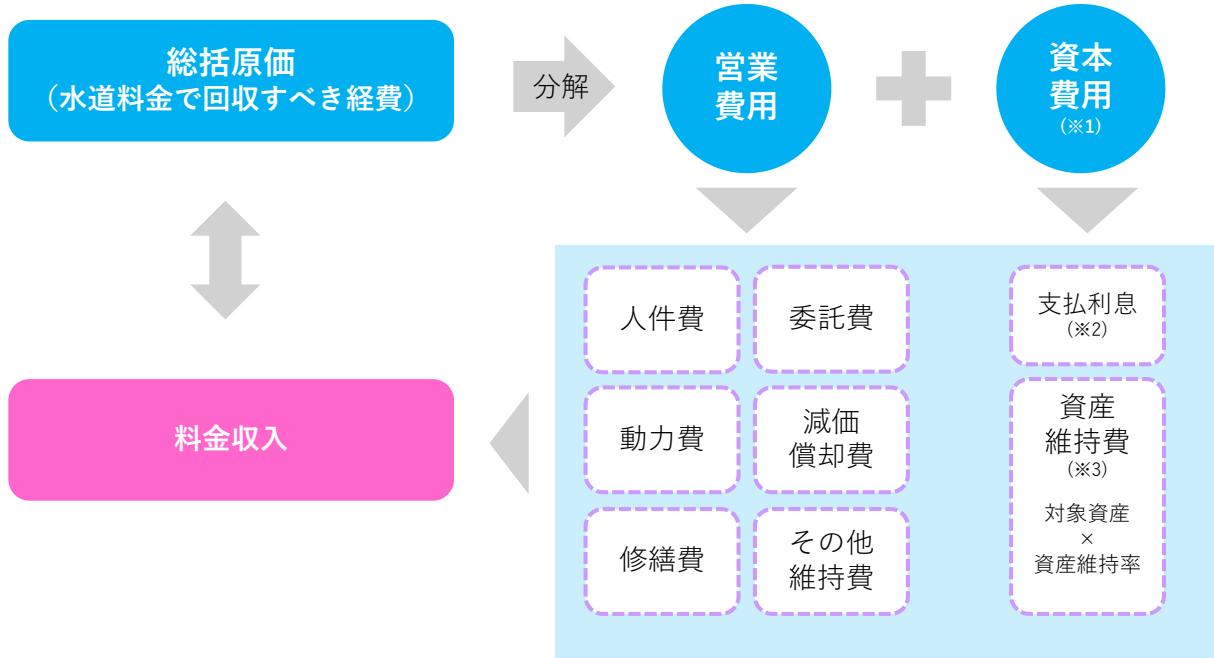


図 2-2 総括原価方式による料金算定の考え方

※ 1：水道を維持するための施設や管路等を維持するための費用。

※ 2：施設や管路の建設のための借入金に対する利息。

※ 3：物価上昇による減価償却費の不足や工事の施工環境悪化による費用の増大等に対応し施設を維持更新するための費用。給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額である。

2.4 料金体系の設定(個別原価の算定)

2.4.1 料金体系の概要

料金水準となる総括原価が確定すれば、次に料金体系を選択し、個別原価主義に基づき料金を決定します。

一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全な水を供給できる体制を維持するために固定的にかかる水道メーター設置や検針徴収などに要する経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて動力費や薬品費などに要する経費を負担してもらう「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用しています。



図 2-3 料金体系の類型

2.4.2 使用者区分

料金体系は、水道メーターの口径の違いによって設定する「口径別料金体系」と水道の用途別に料金を設定する「用途別料金体系」があります。

(1) 口径別料金体系

口径別料金体系は給水管（水道メーター）の口径の違いによって料金を設定する方法であり、使用している口径及び使用水量が同じ場合は、使用目的に関わらず基本料金及び従量料金は同じになります。口径が大きいほど一度に多くの水を使用可能であり、使用可能とするための固定費も多く必要となります。

(2) 用途別料金体系

用途別料金体系は水道の用途別に料金を設定する方法であり、水道の用途は生活用（一般家庭）や業務・営業用等に分けられ、生活用に対して低廉な料金を設定している等、生活用に配慮した体系となっています。

2.5 料金表の確定

基本となる料金体系を決定し、「総括原価」を性質ごとに分解（需要家費、固定費、変動費）した上で、費用の性質により、基本料金と従量料金へ配賦し、料金表を算定します。その後、算定した料金表を基に財政シミュレーションを行うことで妥当性を検証し、料金表を確定します。

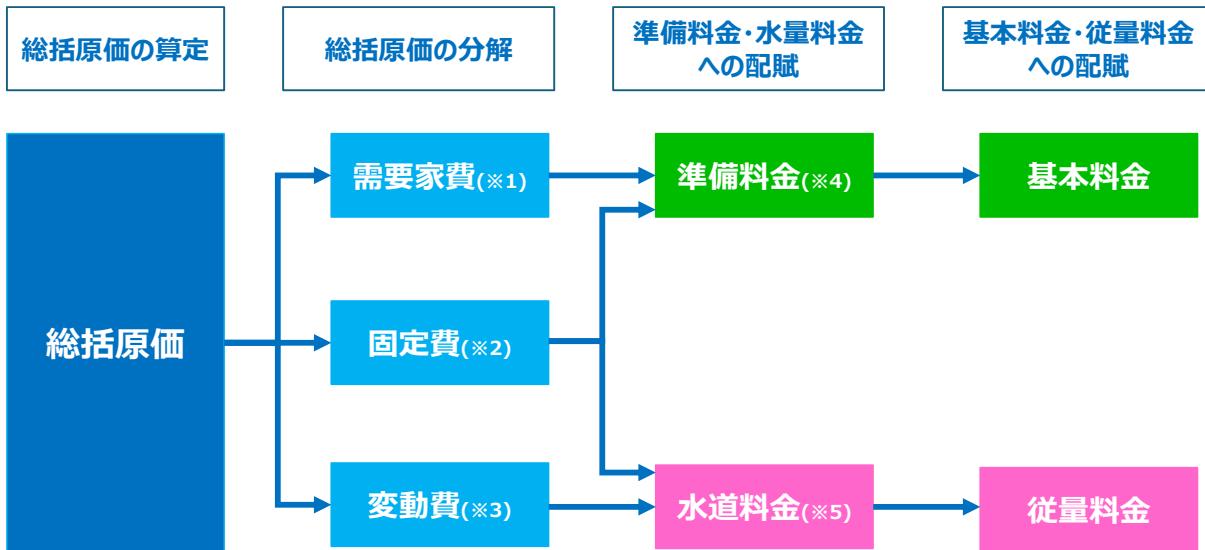


図 2-4 総括原価の分解と配賦イメージ

※ 1 : 需要家費

検針・集金関係費、水道メーター関係諸費等主として需要家の存在により発生する費用

※ 2 : 固定費

給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したもの

※ 3 : 変動費

薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用

※ 4 : 準備料金

各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金

※ 5 : 水道料金

実使用水量に単位水量あたりの価格を乗じて算定し徴収される料金

3. 水道料金体系の動向

3.1 国の方針

水道料金算定要領（公益社団法人 日本水道協会）は下記に示す 5 つの重点検討事項を中心に、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、令和 7 年 2 月に改訂されました。

(1) 水道法、水道法施行規則との整合について

- 平成 30 年 12 月の水道法改定では、水道法第 1 条に「水道の基盤を強化すること」が明記され、第 14 条に「健全な経営を確保することができる」料金であることが示されました。また、令和元年 9 月の水道法施行規則改正では、水道法施行規則第 12 条第 2 号、同条第 3 号に「おおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること」「同号の期間毎の適切な時期に見直しを行うこととされていること」が明記されました。これらの内容を現行の算定要領に反映して、法規との整合性が図られました。

(2) 資産維持費について

- 資産維持費の定義を法令改正に合わせ、標準的な資産維持率は引き続き 3% としつつ、各事業体が自らの計画に基づき決定することを明確にされました。

(3) 総括原価の配賦方法について

- 安定経営のため基本料金からの収入確保を重視し、「基本料金の軽減措置」を経過措置に変更、「個別原価計算基準修正措置」は記載を削除されました。「従量料金の差別料金制」は「従量料金の区画別料金制」に改め、均一料金制への移行が促されています。

(4) 遅増料金制の設定基準について

- 人口減少等による水需要の変化に対応し、遅増料金制の意義が薄れていますことから、従量料金制の原則を「均一料金制」とし、遅増・遅減を含む「区画別料金制」は特別措置から経過措置に変更されました。
- 水量区画の設定は「給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする」に改められました。

(5) 加入金・負担金について

- 現代の給水収益・給水人口・給水量の減少、及び新規水源開発・拡張事業の収束といった状況を踏まえ、加入金徵収の目的や対象を整理・見直し、「加入金算定基準」の内容や考え方を整理し、事業体の実情を考慮した上で経過措置として本文に記載することとされました。

4. 他事業体の水道料金体系の状況

本項では、広島県内や全国の他事業体の水道料金体系の状況を整理します。

- 令和 6 年 4 月 1 日時点の末端給水事業体は全国に 1,246 存在し、料金体系を大別すると、用途別が 354 (28.4%)、口径別が 767 (61.6%)、その他が 125 (10.0%) です。
- 用途別料金体系を採用している事業体は、昭和 40 年の 99.0% から年々減少し令和 6 年には 28.4% となっています。一方、口径別料金体系は増加傾向となっています。
- 広島県内の料金体系は、用途別が大半であり、全 19 市町のうち 9 市町に上ります。他は、用途・口径別併用が 5 市町、口径別が 3 市町、単一料金が 2 市町となっています。

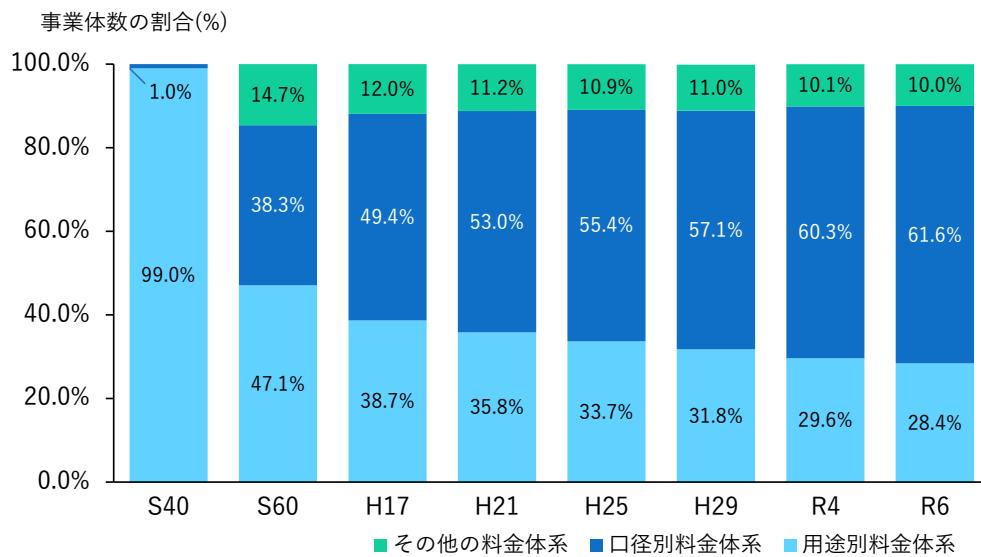


図 4-1 料金体系の推移(各年度 4 月 1 日時点)

出典：水道料金表（公益社団法人 日本水道協会）

表 4-1 広島県内の料金体系

事業体名	料金体系	事業体名	料金体系
広島市	用途・口径	東広島市	用途別
呉市	用途・口径	廿日市市	単一
竹原市	用途別	安芸高田市	口径別
三原市	用途・口径	江田島市	用途・口径
尾道市	用途別	熊野町	用途別
福山市	用途別	北広島町	口径別
府中市	単一	世羅町	口径別
三次市	用途別	大崎上島町	用途別
庄原市	用途別	海田町	用途・口径
大竹市	用途別		

出典：令和 5 年度広島県の水道の現況

5. 海田町の水道料金について

5.1 海田町の水道料金体系

現在の水道料金体系を下記に示します。

- 全国で導入されている代表的な料金体系である 2 部料金制（基本料金及び従量料金）を採用しています。
- 水道の用途別に料金を設定する用途別料金制を採用しており、用途別の基本料金及び従量料金からなる料金体系です。口径別の水道メーター使用料は基本料金に含まれます。
- 契約種別では用途ごとに、従量料金では水量区画ごと料金に格差があります。

表 5-1 海田町の水道料金体系(現在)

【一般・業務用】

基本料金		消費税抜き		従量料金		消費税抜き	
口径	一般用(円/月)	業務用(円/月)		使用水量	一般用(円/m ³)	業務用(円/m ³)	
13mm	678	823		0m ³ を超えるまで	11	11	
20mm	762	907		8m ³ を超えるまで	105	125	
25mm	803	948		10m ³ を超えるまで	114	135	
40mm	1,139	1,284		15m ³ を超えるまで	135	135	
50mm	2,176	2,321		20m ³ を超えるまで	146	167	
75mm	3,084	3,229		30m ³ を超えるまで	167	177	
100mm	4,263	4,408		40m ³ を超えるまで	177	208	
				100m ³ を超えるもの	197	239	

【その他の用途】

基本料金			消費税抜き
臨時用	プール用	公衆浴場用	
用途に応じて一般用または業務用の基本料金	業務用の基本料金	業務用の基本料金	

従量料金				消費税抜き
	臨時用	プール用	公衆浴場用	
1m ³ につき	345	138	81	

- 料金収入の内訳は、基本料金が約 127 百万円/年から 129 百万円/年へと微増しましたが、従量料金は約 270 百万円/年から 261 百万円/年へ微減しました。
- 用途別有収水量は、主に一般用と業務用が微減しています。口径別では主に 13mm は微減し、20mm は横ばいに推移しています。

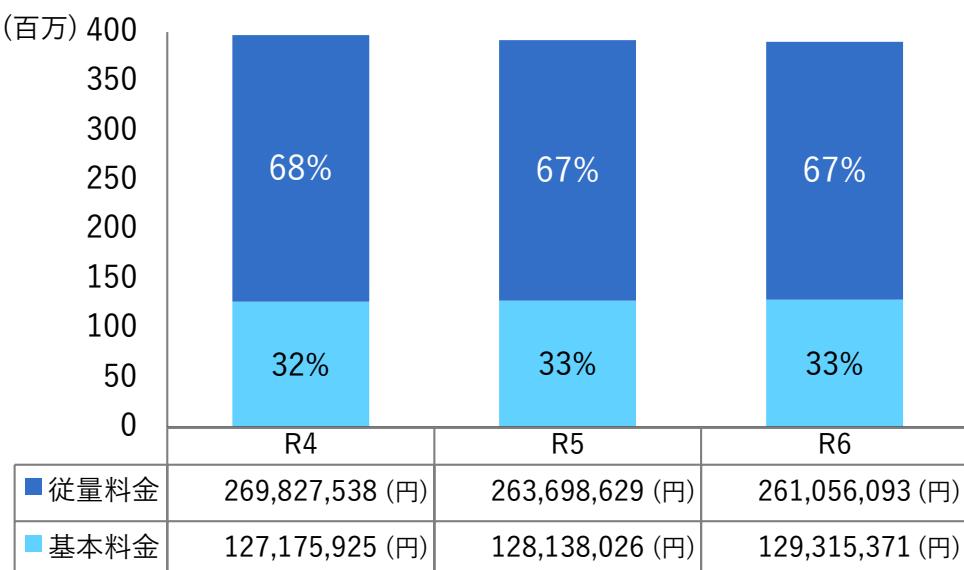


図 5-1 料金収入の内訳の推移

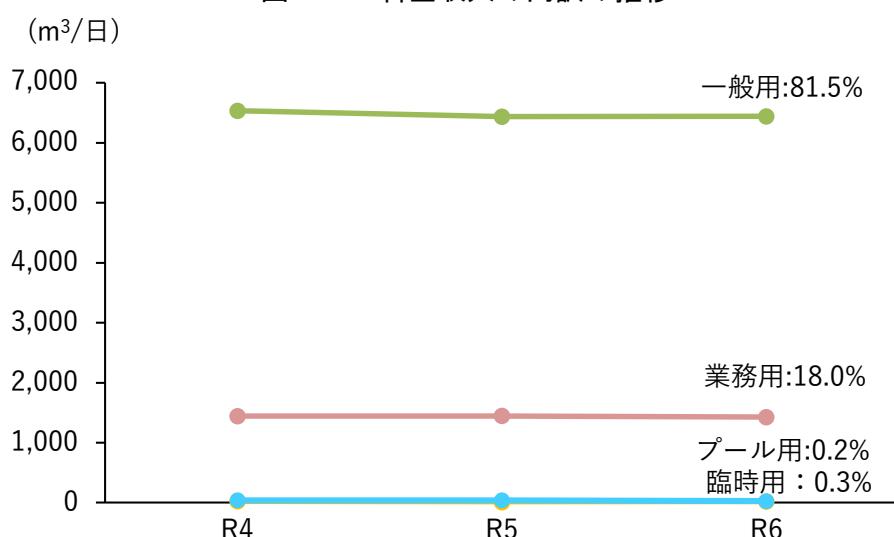


図 5-2 用途別有収水量の推移

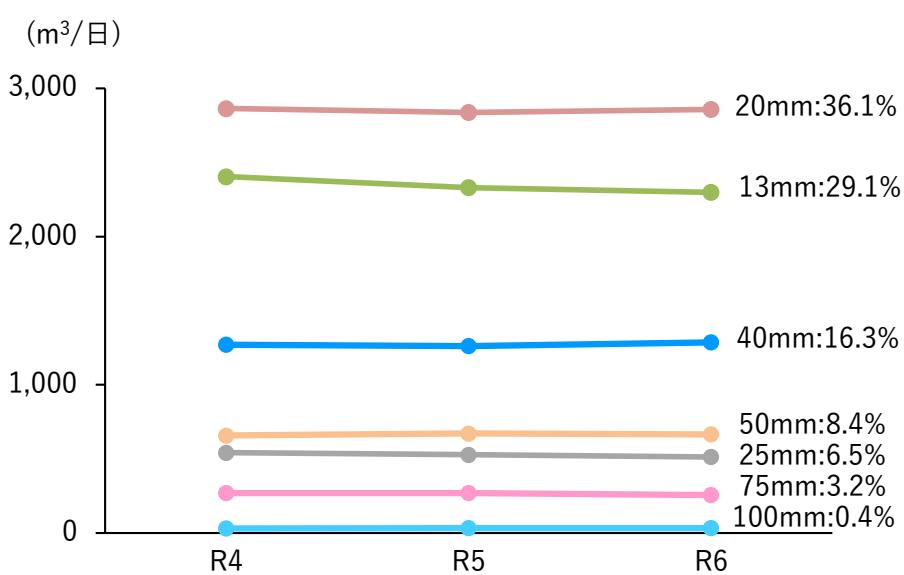


図 5-3 口径別有収水量の推移

5.2 他事業体との比較

(1) 基本水量

基本水量は基本料金に含まれ従量料金のかからない水量のことです。水道の利用を促し公衆衛生の向上を図るために導入された制度ですが、現在では所期の目的はほぼ達成されていると考えられます。

現在設定されている市町では1か月あたり $6\sim10m^3$ に設定され、 $10m^3$ が7市町、 $8m^3$ が4市、 $6\sim7m^3$ が4市町となっています。

海田町では令和3年2月の料金改定時に基本水量を廃止しています。また、広島市、福山市、竹原市、三原市、呉市も同様に料金改定時に廃止しています。

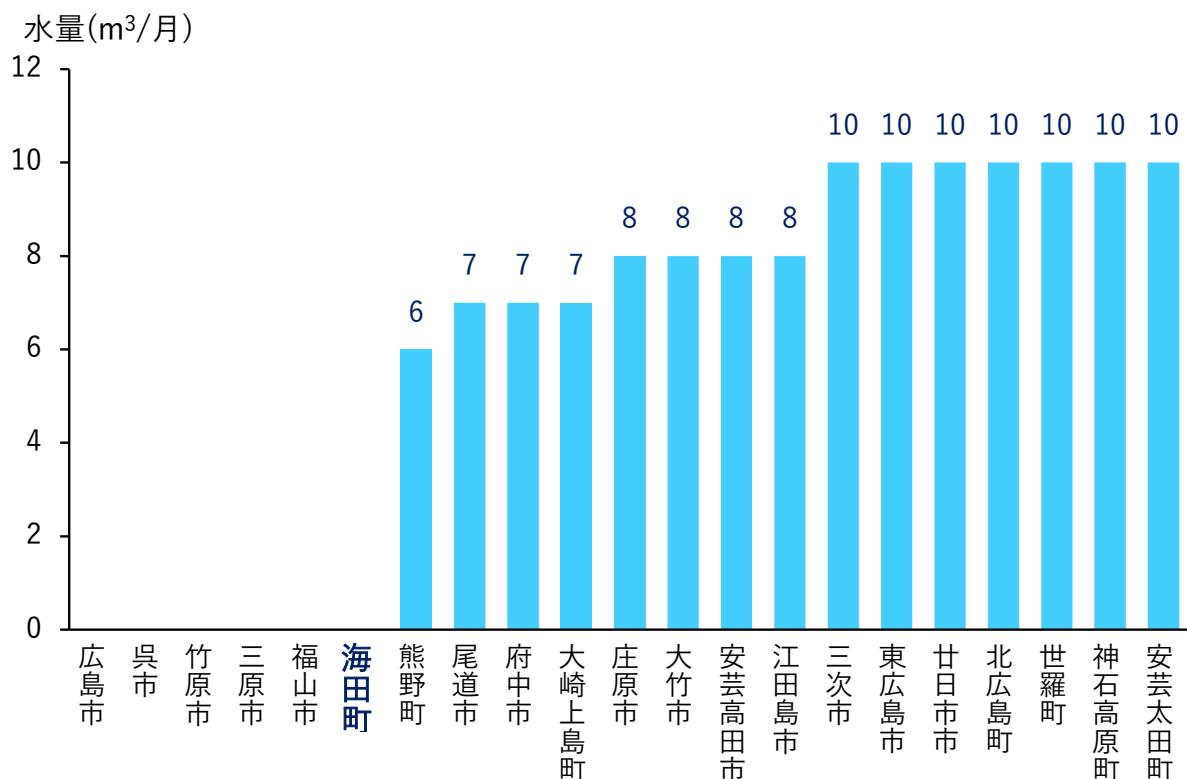


図 5-4. 基本水量の分布

出典：各事業体 HP

(2) 従量料金と遅増度

遅増料金制度は使用する水量の増加に応じて 1 m^3 当たりの料金単価が増加する制度のこと で、多量使用者の料金を高く設定し水の使用を抑制すると同時に、少量使用者の料金を低く抑えることを目的にしたもので。人口増加に伴う給水量の増加が見込まれていた昭和50年代には給水量の抑制は重要な課題であったと考えられますが、現在は使用者の節水意識の向上や節水型機器の普及により給水量は減少傾向にあり、使用水量の抑制という目的はすでに達成されたものと考えられます。

従量料金（超過料金）の遅増度は、用途別の従量料金が設定されている場合は一般用（生活用、家庭用と表記している市町も「一般用」で統一する。）を対象とし、最少水量区画と最多水量区画の料金の比として算出しました。

海田町の計算例 : 197 (最多水量区画料金) \diagup 105 (最少水量区画料金) = 1.8

これによると、遅増度は 1.5 以下が大半であり、海田町 (1.8) よりも高い遅増度となっているのは広島市と三原市です。なお、計算では従来の基本水量に対する料金に相当するとみられる $50\text{ 円}/\text{m}^3$ 以下の水量区画を除外しています。

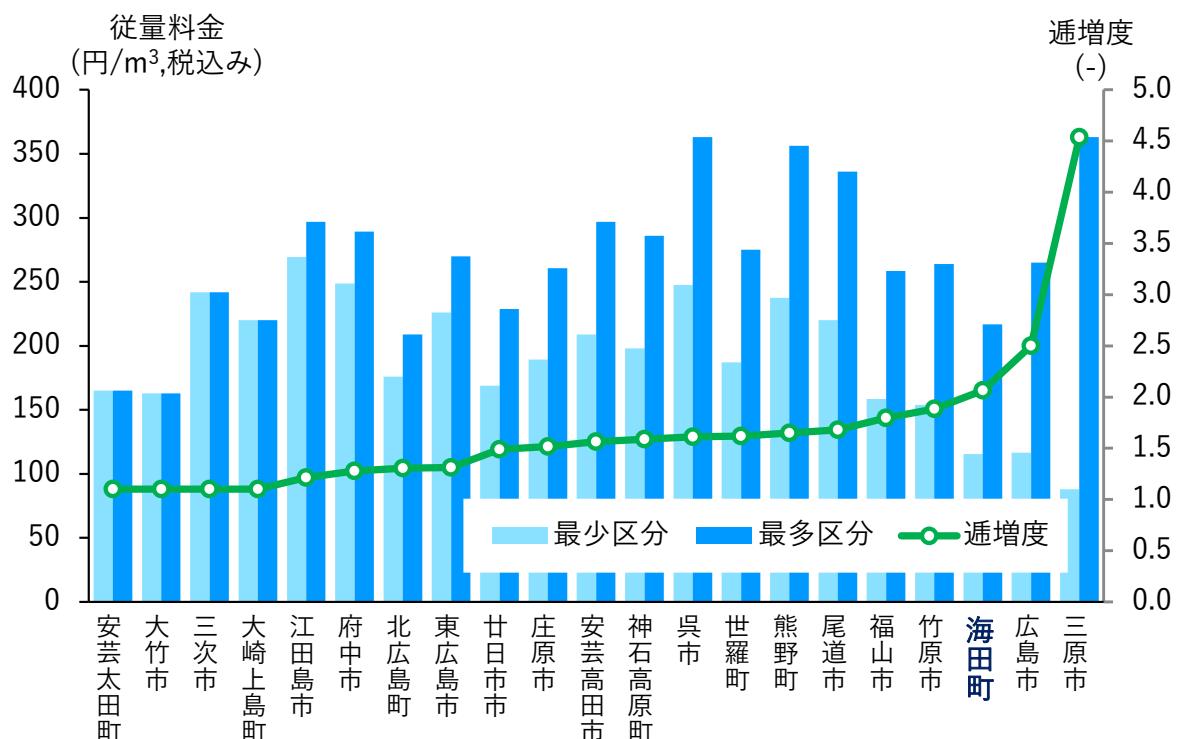


図 5-5 遅増度の分布

出典：各事業体 HP

(3) 用途別料金の状況

用途別料金制は負担力の高い業務用の使用者に対して高い料金を設定する一方、一般用（生活用水）に対しては低廉な料金を設定することで水道の普及を促進することを目的にしたものです。現在の本町の水道普及率は 99.4%であり所期の目的はほぼ達成されたと考えられます。

県内で一般用と業務用の区分は、大半の市町では同一料金となっています。一般用と業務用等の従量料金を区分しているのは海田町を含めて 6 市町であり、この比が最も大きいのは尾道市 1.5、次いで庄原市 1.4、東広島市 1.3、大竹市 1.2、海田町 1.2、広島市 1.1 の順となっています。なお、ここでは最少水量区画の料金で比較しています。

海田町の計算例 : 125 (業務用料金) / 105 (一般用料金) = 1.2

有収水量の用途別割合は、一般用 81.5%、業務用 18.0%（令和 6 年度実績）ですが、料金収入における一般用の割合は 70.5% であり、一般用よりも業務用の料金負担の割合が大きくなっています。

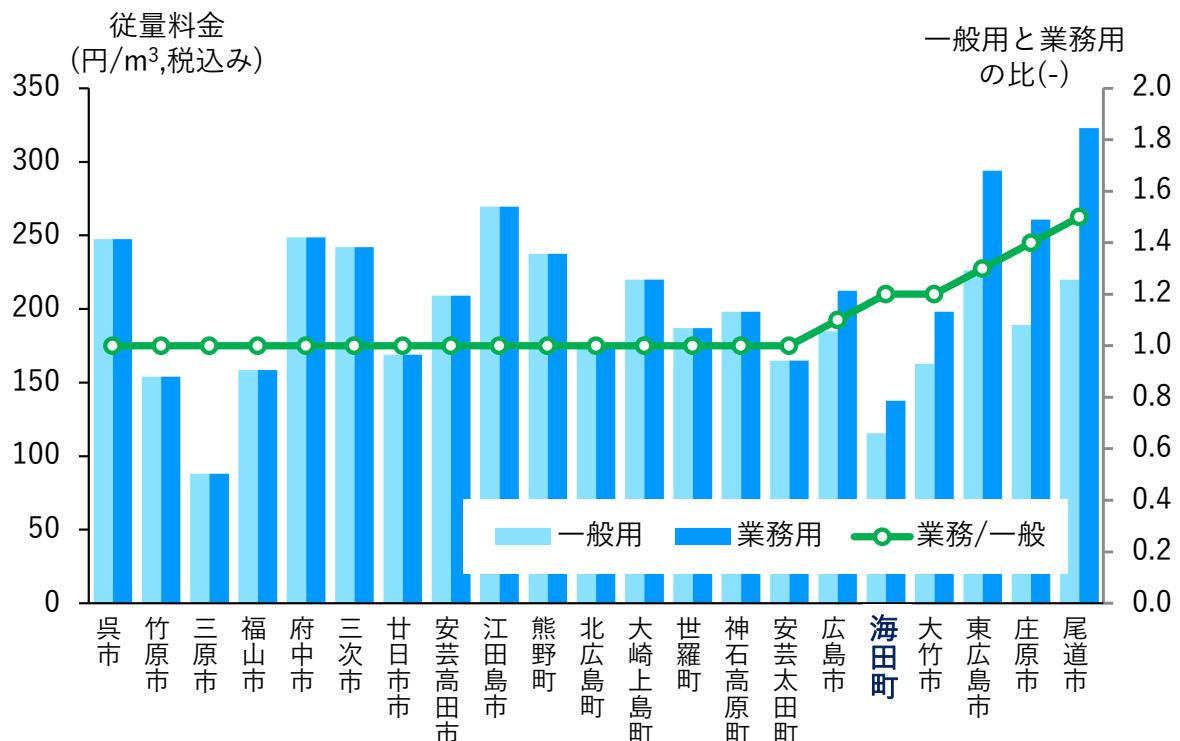


図 5-6 一般用と業務用の分布

出典：各事業体 HP

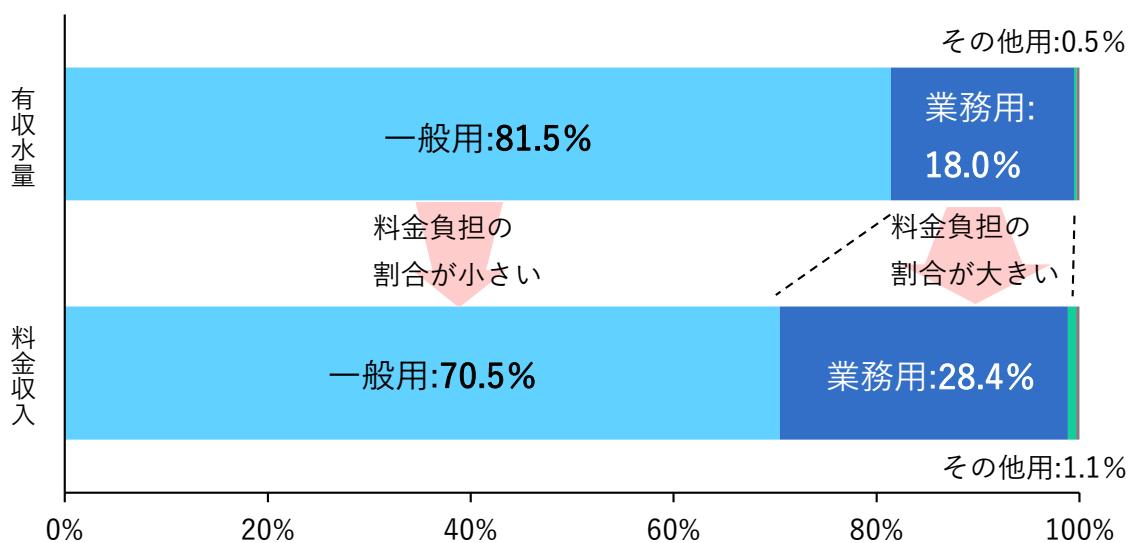


図 5-7 海田町の有収水量と料金収入の割合

※有収水量と料金収入の構成比の差が用途別料金の比率（1：1.2）より大きいのは、業務用の方が多量使用者の割合が多く従量料金の遞増性の影響を受けて料金が割高となっているためです。

(4) 福祉減免制度

本町では社会福祉施策の一環として、障がい者のおられる世帯、寝たきり老人等のおられる世帯、ひとり親世帯を対象に、水道料金の基本料金を減免する制度を設けています。一般会計の福祉部門からの補助金で成り立っている制度のため、補助金が廃止されれば制度を維持することは困難です。

(5)水道料金

海田町の水道料金を県内の水道事業体と比較すると以下のとおりです。海田町の口径13mm、1カ月当たり $20m^3$ 当たりの料金は県内で3番目に安価となっています。

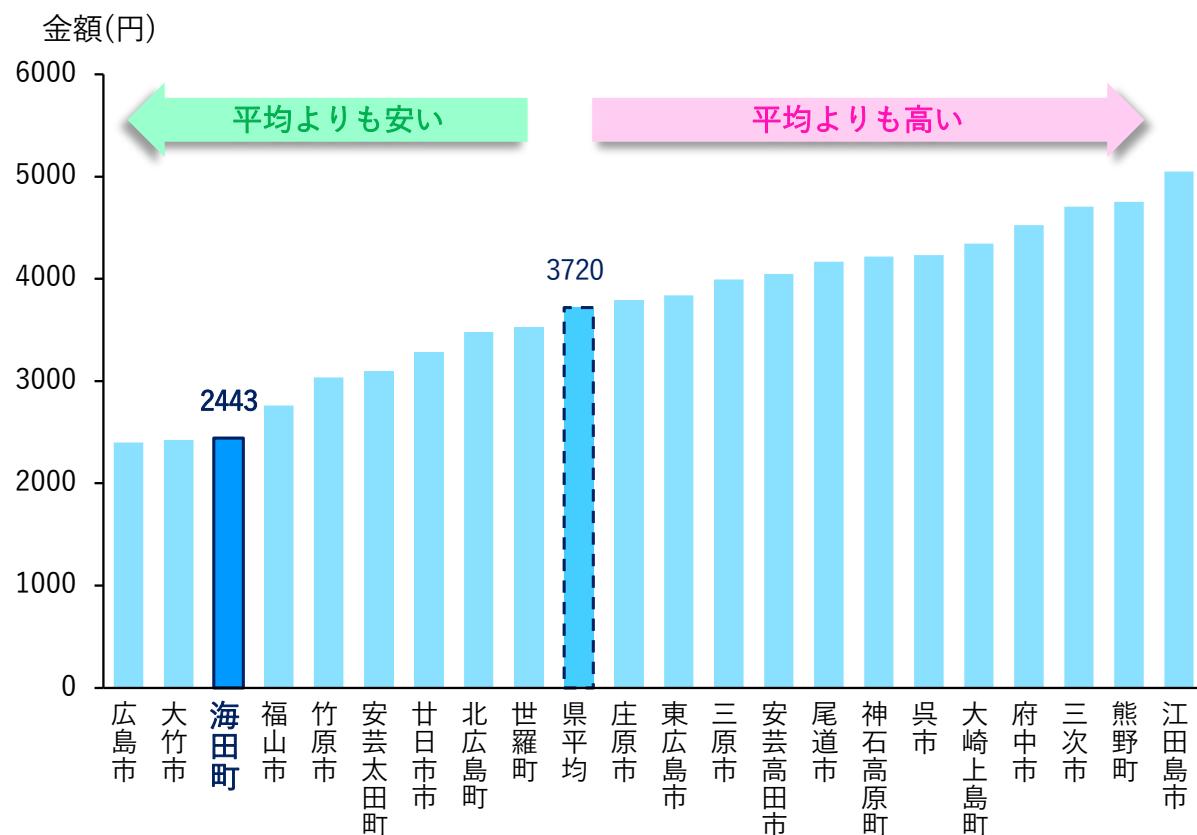


図 5-8 水道料金の比較(口径 13mm、1カ月当たり $20m^3$ 当たり料金)

出典：令和5年度広島県の水道の現況（※神石高原町と安芸太田町は各HPを出典とする）

次に、海田町の1m³当たりの供給単価（平均単価）は県内で最も低い水準です。

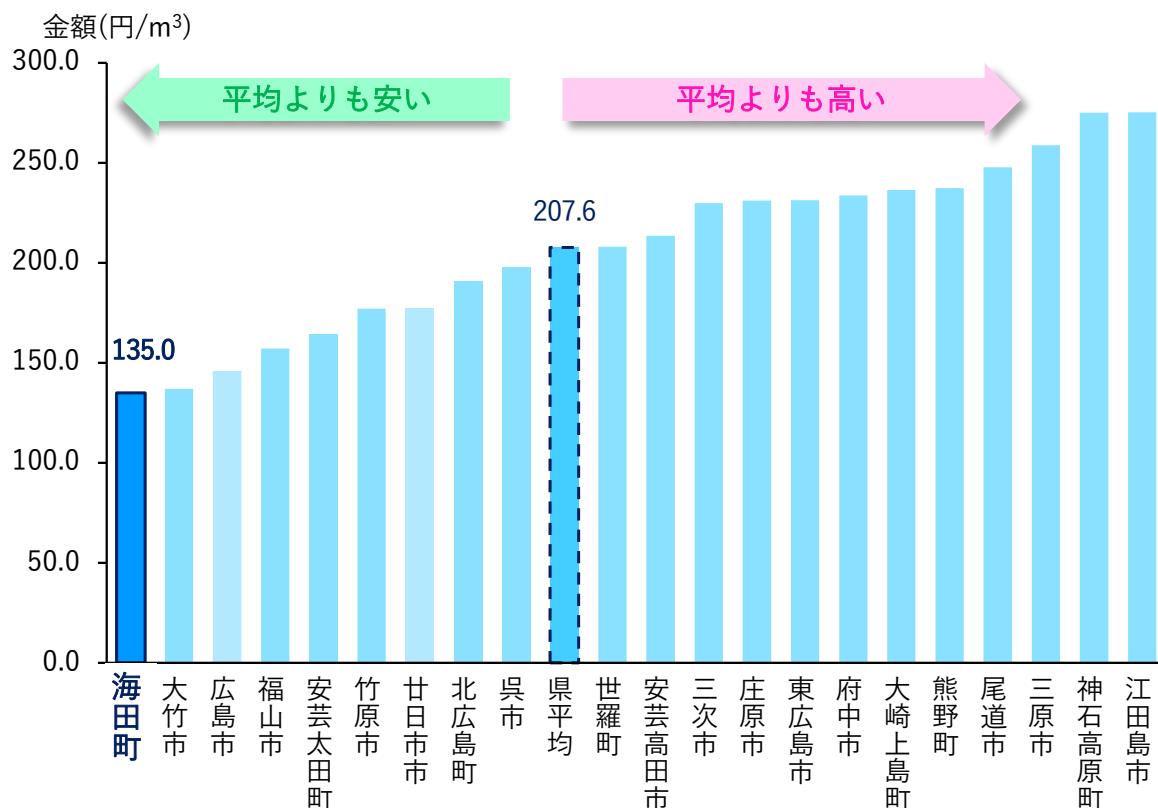


図 5-9供給単価(平均単価)の比較

表 5-2供給単価(平均単価)の比較

事業体名	供給単価(円/m ³)	事業体名	供給単価(円/m ³)
海田町	135.0	安芸高田市	213.5
大竹市	137.0	三次市	229.8
広島市	145.9	庄原市	231.1
福山市	157.2	東広島市	231.3
安芸太田町	164.0	府中市	233.7
竹原市	177.0	大崎上島町	236.4
廿日市市	177.0	熊野町	237.4
北広島町	190.9	尾道市	247.8
吳市	197.5	三原市	258.8
県平均	207.6	神石高原町	275.0
世羅町	208.0	江田島市	275.2

※供給単価（平均単価） = 給水収益（水道料金収入の総額） / 有収水量（料金収入があるすべての給水量）

出典：令和5年度広島県の水道の現況

6. 前回の料金改定の概要

前回（令和3年2月）の料金改定の内容を下記に示します。

- ・ 料金体系は10回の料金改定で段階的に算定要領に示された個別原価主義による料金体系へ移行することとしました。
- ・ 従量料金の遞増性や用途別の料金制は段階的に縮小しながら移行までの期間中は維持することとしました。
- ・ 平均改定率を15%としました。